

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 8 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 126 号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和 33 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料) 第 2 条 [略] 2 [略]	(利用料) 第 2 条 [略] 2 [略] 3 入院時生活療養費の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第85
	条の 2 第 2 項及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第31条の 2 の 2
	第 2 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [略]
<u>4</u> [略]	<u>5</u> [略]
<u>5</u> [略]	<u>6</u> [略]
<u>6</u> [略]	<u>7</u> [略]
<u>7</u> [略]	<u>8</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。